

◎新潟県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年2月27日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市江南区北山994番地

〃 〃 〃 木津3丁目7番8号
〃 〃 〃 丸瀧1丁目1番8号
〃 〃 〃 割野4424番地
〃 〃 〃 曾川甲168番地
〃 〃 中央区女池西2丁目3番17号
〃 〃 〃 長瀧907番地
〃 〃 東区中野山5丁目15番53号
〃 〃 〃 津島屋2丁目47番地
〃 〃 中央区上大川前通5番町63番地23エイルマンション上大川前1001号

阿部 徳威
（理事長）
坪谷 利之
佐藤 勉
大島 千春
野上 敏
渡辺 昭雄
槇坂 文晴
清水 良一
五十嵐 源一
斉藤 淑子

就任年月日 令和8年2月1日

2 退任

理事 新潟市江南区北山994番地

〃 〃 〃 木津3丁目7番8号
〃 〃 〃 丸瀧1丁目1番8号
〃 〃 〃 割野4424番地
〃 〃 〃 曾川甲168番地
〃 〃 中央区女池西2丁目3番17号
〃 〃 〃 長瀧907番地
〃 〃 東区中野山5丁目15番53号
〃 〃 〃 岡山819番地

阿部 徳威
（理事長）
坪谷 利之
佐藤 勉
大島 千春
野上 敏
渡辺 昭雄
槇坂 文晴
清水 良一
田中 作一

退任年月日 令和8年1月31日